



實相寺 花園会報

令和二年
十一月一日発行
発行所
臨済宗妙心寺派
陽明山 實相寺
實相寺花園会

〒761-0450
高松市三谷町
1811番地1
TEL.087-889-3838
編集発行人
山本文匡
<http://www.jissouji.net>

第139号

紅葉はじまる

お寺の入口正面付近を外から（上）と中から（下）見た様子です。カエデやイチヨウが色づきはじまりました。

今年は例年より紅葉が鮮やかな気もします。表は次の日曜頃が見頃でしょうか。本堂裏庭はまだまだのようです。

「インターネット坐禅会など」

9月よりインターネット会議アプリ「ZOOM」を利用し、日曜朝7時〜8時15分まで坐禅会を中継しています。また月一回開催している「正法眼蔵読書会」も9月よりZOOMで中継しており、次回は11月20日13時半です。坐禅会は實相寺HPの坐禅会カレンダーから参加できます。読書会は實相



寺のFacebookページにリンクが告知されます。不明な場合は気軽にお問い合わせ下さい。

なおお寺やご自宅でご法事をなさる際、遠方のご家族にアプリを使って参列して頂くことも可能です。事前にご連絡頂ければ準備しますので、こちらもお気軽にお尋ね下さい。

無縫塔のイノシシ被害



9月頃から無縫塔の周囲をイノシシが掘り起こして困っています。恐らくミミズが目的でしょうが、折角育った杉苔が壊滅状態になってしまいました。何か名案はないでしょうか？

「これからのお寺について」

書類上、私が住職に就任したのは平成20年(2008)11月1日でしたので、おかげさまで丸12年が経ちました。翌月より「實相寺花園會報」を発行し、途中5回ほど休刊していますが、今回で139号となりました。今あらためて創刊号を読み返してみますと、就任挨拶で次のように述べています。

「昨今はどこのお寺も後継者が不足し、また社会からはお寺の存在意義も問われています。(略) 今後は實相寺の寺門興隆の為に法令遵守、情報公開、布教教化を三本柱に寺院経営を行っていききたいと思えます(略)」と。

なぜここで私が法令遵守や情報公開に言及しているかと言えば、仏教とは単なる机上の空論ではなく、具体的な

行動様式・システムだからです。

例えば「律」とは教団を社会の批判から守る為にお釈迦様が定められた生活規範です。現在、日本の僧侶は殆ど戒律を持たない生活をしていますが、それが僧侶に対する厳しい評価に影響していることは間違いないでしょう。

同様に寺院にも国の定めた「宗教法人法」や妙心寺派の「宗制」、各寺院が法務局に登録している「寺院規則」等の規則があります。やはりこれらを守る事が寺院を護ることであり、軽んずればその存続を危うくします。そうした観点から法令(コンプライアンス)遵守は寺院経営の最低条件です。

實相寺の寺院規則では、法人の意思決定は代表役員(住職)1名と責任役員(総代)3名による会議で決するこ

とになっていきます。責任役員の任期は

3年ですが、登記する必要がない為、従来は責任役員の所在が曖昧でした。

平成25年4月「實相寺花園會会則」

の役員任期を2年から3年に変更したのは、会長・副会長が責任役員(総代)であることとの整合性を保つ為です。

なお現在は責任役員だけでなく、他の花園會役員の方々も一緒に法人会計についても議論して頂いています。

情報公開は寺院が宗教法人である以上、一定の社会的責務だと私は考えます。また住職や一部役員による独断的な運営を防ぐ意味でも健全な法人統治(ガバナンス)には欠かせません。さ

らに寺院の活動内容を詳らかにし、現在の状況を会員に共有してもらうことが布教教化にも繋がると考え、逐次こ

の會報なども発行してきました。

さて先月号で述べたように、近々花園會とは別に日供講を設ける予定です。現花園會員の加入・非加入は任意ですが、日供講加入者は原則花園會員になる予定です。については会費の取扱について従来の方法と併存した場合、色々と都合が生じる為、来年度からは總會で花園會の予算決算を審議するのではなく、宗教法人實相寺の予算決算を承認する形に変更したいと考えています。それについては役員会を経て、あらためてご説明したいと思えます。

令和20年(2038)實相寺は開基秋月院殿様の400年遠諱を迎えます。この遠諱の無事円成を目指して、これからの實相寺を再生したいと考えています。皆様宜しくお願ひ致します。